

業務指示書

ペルー国災害時における救急医療に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年3月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.kisyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年3月23日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員には含まれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：救急医療に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は、名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/救急医療体制）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：救急医療体制
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書(写)を添付：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 医療施設・設備】

- 1) 類似業務の経験：医療施設・設備
- 2) 対象国又は同類似地域：ペルー 及び中南米での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

(○) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2015年度単価を上限とします。

() 租地の汚染状況がご告知(announcement)informa 戦務 20150218.html 戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PEN1 = 39.756 円, US\$1 = 117.93 円, EUR1 = 133.23 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/救急医療体制
医療施設・設備

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.84 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年4月8日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ペルー国災害時における救急医療に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/救急医療体制	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	18.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 医療施設・設備	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

ペルーは日本と同様環太平洋造山帯に位置することに加え、ペルー沖で発生するエル・ニーニョ現象の影響等から、地震、津波等の自然災害に対して大きなリスクを抱えている。近年では 2007 年にイカ州で発生したマグニチュード 8.0 の地震で 500 人以上が死亡、12,000 人以上が負傷した。そのため現在ペルーは、災害リスク管理に力を入れており、2014 年 5 月には全ての省庁の合意のもと、国家災害リスク管理計画（Plan Nacional de Gestion del Riesgo de Desastres。以下、「PLANAGERD」という。）が大統領令として公布された。PLANAGERD では「国民生活における内在するリスクの統一的な回避と削減」が戦略目標の 1 つに掲げられ、「災害リスク管理を考慮した社会保障サービス施設の改善」が具体的なゴールとして設定されている。

社会保障の 1 つである医療分野について、ペルー保健省（以下、「MINSa」という。）によると、人口の 3 割（約 850 万人）が集中するリマ首都圏で大地震が発生した場合には負傷者数は 50 万人以上、そのうち病院での治療が必要となるのは 25 万人にのぼると推定されている。しかし、リマ首都圏の救急病院は、当初から救急病院として建設されていない設備の不十分なものであるうえ、リマ市内の全公共病院（MINSa 所管の国立病院及び健康保険庁が所管する労働病院）が保有するベッドを合わせても約 8,000 床（人口 1,000 人あたり 0.94 床、日本では人口 1,000 人あたり 13.32 床）にしかならず、訓練済の救急隊員も約 900 名しかいない（日本の東日本大震災時には、4 万人の負傷者に対し、約 340 チーム（約 1,700 人）の救急隊員が活動）。このようにペルーでは救急医療体制自体が十分に整備されているとは言い難く、災害時に十分対応できない可能性が高い。

また、リマ首都圏の病院自体にも課題がある。現在 MINSa は 2014 年 3 月に改定された「建築に関する耐震基準」に従い病院の耐震化を目指しており、国立病院の災害リスクに係る調査を実施している。調査済の全国 74 か所の国立病院のうち、70 か所が「最高リスク」または「高リスク」と評価され、リマ市にある 25 か所の国立病院のうち調査済の 14 か所全てで改修が必要と評価された（国立病院は全国に 169 か所あり、残りの 95 か所についても現在 MINSa が調査中）。この調査結果は災害発生時に病院が崩壊し、機能しなくなるリスクを示唆している。

こうした状況を受け、ペルー政府は災害時に対応できる救急医療体制及び医療施設・設備の整備を目指し、「リマ首都圏災害対応救急病院建設事業」の円借款要請の検討を開始した。2014 年 11 月の日本・ペルー経済協力政策協議でも上記事業が議題の 1 つとして取り上げられ、今後の新規円借款候補案件とし

て、MINSAにおいて検討が進められている。

2. 業務の目的

本調査は、地震等の災害が多発しているペルーにおける新規円借款事業形成に向けた情報の収集を目的として、救急医療分野の現状、関連する行財政・政策、MINSA・防災関係機関等現地実施機関の体制の調査・分析に加え、民間連携（PPP等）の動向、他ドナー・NGOの協力量針の確認を行う。

具体的事業として、災害対応が可能な救急医療体制及び医療施設・設備の整備（特に、MINSAより要望の出ているリマ首都圏を対象とする免震構造を備えた救急病院の建設）に対する円借款支援を想定していることから、免震構造を備えた救急病院の設立、医療設備の導入等の本邦技術の活用可能性を念頭にプロジェクト対象・規模等の分析を行う。

3. 業務の範囲

（1）業務対象地域

リマ首都圏（リマ市、カヤオ市）及びプロポーザルで対象としとして追加の提案があり JICA と協議の上、その妥当性が認められた場合には、その 1 都市

（2）調査対象機関

①中央政府機関

MINSA、経済財政省（MEF）、首相府（PCM）災害リスク管理局、国家防災庁（INDECI）、国家災害リスク予防研究センター（CENEPRED）、国防会議（SEDENA）等

②地方政府機関

リマ州政府、リマ市・カヤオ市役所、-及び上記（1）により追加の対象都市がある場合にはその地方自治体

③国立病院

業務対象地域にある 8 つの国立病院

④国際機関・二国間援助機関・NGO

現在対ペルー協力を行っている以下の機関のうち、医療分野への協力を行っている機関。

ア) 国際機関

米州開発銀行（IDB）、世界銀行、アンデス開発公社（CAF）、国連児童基金（UNICEF）、国連開発計画（UNDP）等

イ) 二国間援助機関

米国国際開発庁（USAID）、スペイン国際開発協力庁（AECID）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、ドイツ復興金融公庫（KfW）、韓国国際

協力団（KOICA）、ベルギー、ノルウェー、スイス、フランス等
ウ) NGO

ペルーで活動している医療 NGO があれば調査対象とする。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 対ペルー協力における本調査の位置づけ

本調査は開発課題「防災・災害対策」の「防災・災害復興支援プログラム」に位置付けられるため、これを念頭に調査を実施すること。

(2) 「ペルー防災セクター政策・制度調査」の内容把握

JICA が実施した上記調査内容を把握したうえで、ペルー災害リスク管理に資する救急医療体制整備となるよう留意すること。

(3) 国内支援体制の整備

平時及び災害時の救急医療体制の検討に際して、日本国内での経験等をもとに技術的に的確なアドバイスが本業務において業務従事者に対し行える国内支援体制を構築すること。

(4) 平時の救急医療の現状把握

災害時に対応できる救急体制が整備されるためには、平時の救急医療体制の整備が前提となる。そのため、本調査では平時の救急医療体制も調査対象であることに留意すること。

(5) 以下の事項についてプロポーザルにて提案すること。

ア 追加すべき調査対象都市の有無

JICA は救急医療体制への支援を行う必要性・緊急性の高い地域をリマ首都圏と想定しているが、リマ首都圏と同等以上の支援必要性・緊急性がある都市が想定される場合には、その理由を付して追加調査対象都市として提案すること。但し1都市のみとする。

イ 本邦技術・国内リソースの活用

ペルーへ導入・活用の可能性があると見込まれる救急医療体制、医療施設・設備に係る本邦技術・同技術に関連した国内リソース。

(6) 実施機関の確認

救急医療については、実施機関が MINSA だけでなく、防災関係機関等が実施主体となる可能性があることから、本調査において、今後支援すべき救急医療分野の課題を抽出する際には、支援対象となる実施機関等も確認すること。

(7) 環境社会配慮の確認

JICA は、救急医療分野に係る円借款支援の中でも、特に免震構造を備えた救急病院の建設を想定していることから、施設建設の際に留意すべき環境社

会配慮について、JICA 環境社会配慮ガイドラインを参考に確認すること。またペルーにおける環境アセスメント（Environmental Impact Assessment。以下、「EIA」という。）取得の必要性等も合わせて確認すること。

（８）他ドナー・NGO との援助協調

他ドナー・NGO が救急医療分野への協力を行っている場合には、JICA による援助効果が最大限発現されるように、援助協調や分野の棲み分け等を踏まえた提案を行うこと。

5. 業務の内容

（１）第一次国内作業

①現地調査項目の整理

対象地域について以下の項目を分析し、災害が発生した場合に必要な救急医療体制のシミュレーションを行い、調査全体の方針・方法の検討を行ったうえ、現地調査項目を整理する。なお、リマ首都圏以外の都市を業務対象地域に加える要否については本作業期間中に再度妥当性を確認すること。

<分析項目>

- ア ペルー医療セクターの現状:救急医療の調査であることを念頭に情報収集・分析をすること。
 - ・ 行財政・政策及び救急医療の位置づけ
 - ・ 官・民の医療保障制度（国民保険等）
 - ・ 医療分野の指標
 - ・ 主要サービスの普及率
 - ・ 国民の医療費負担
 - ・ 設備投資状況
 - ・ 病院等の財務（経営）状況
 - ・ 投資等に対する資金需要の有無・規模
 - ・ 民間連携（PPP 等）の動向 等
- イ ペルーにおける救急医療の実態
- ウ ペルーにおける過去の災害時の救急医療対応
- エ ペルーにおける医療施設・設備設置に係る規制、医療機材の輸出入制度、規制等
- オ ペルーにおける EIA 取得の必要性、取得手続、手続きにおける関係機関
- カ 本邦が強みを持つ救急医療体制、医療施設・設備に係る技術（免震技術を含む）及び関連する国内リソース

② インセプションレポート（案）等の作成

調査目的、スケジュール、現地調査項目、①の分析項目力をインセプションレポート（案）としてまとめる。また、効率的な現地調査を行うにあたり必要と考えられる場合、質問票を作成する。

③ インセプションレポート（案）の JICA への説明

JICA に対して、インセプションレポート（案）を説明する。

(2) 第一次現地調査

① ペルー側関係機関に対するインセプションレポートの説明

現地調査冒頭に、インセプションレポートをもとに、MINSA、MEF、防災関係機関等へ調査内容の説明、以下の項目に係る情報収集及び意見交換を行う。

- ア (1) において分析を行う項目のうち、現地で確認が必要な事項
- イ ペルーにおける平時及び災害時の救急医療に係る行財政・政策等の今後の方向性
- ウ ペルー医療セクターにおける民間連携（PPP 等）の動向
- エ 本邦が強みを持つ救急医療体制、医療施設・設備に係る技術（免震技術を含む）のペルーへの導入可能性（調査対象の医療機関の施設・設備の現状を基に、医療機関の対応能力等も踏まえて検討すること）。
- オ 救急医療体制、医療施設・設備等に対する JICA への支援要望
- カ 留意すべき環境社会配慮事項（救急病院建設用地の有無、救急病院建設に必要なペルー内の諸手続き等）

② 国際機関、二国間援助機関、NGO からの情報収集

MINSA へのヒアリングをもとに、医療分野への協力を行っている 3. (2)

④記載の国際機関、二国間援助機関、NGO の医療分野の支援方針、協力内容について情報収集を行う。

③ 国立病院への訪問・インタビュー

MINSA が監督する国立病院のうち 8 つ程度（リマ北部・南部・中央部・東部及びカヤオ市の病院各 1 つ、比較的医療施設・設備の整った病院 3 つ）について以下の情報収集を行う。

- ア (1) において分析を行う項目のうち、現地で確認が必要な事項
- イ 過去の災害時における救急医療対応
- ウ 導入されている医療設備（設備名、使用年数、製造国等）
- エ 救急医療体制、医療施設・設備等に対する JICA への支援要望

④ MINSA、MEF、防災関係機関、JICA ペルー事務所への調査結果報告

第一次現地調査結果の概要を取り纏めた簡易資料を用いつつ、関係機関への報告を行う。

(3) 第二次国内作業

① JICA への第一次現地調査結果報告

第一次現地調査結果の概要を取り纏めた簡易資料を用いつつ、JICA に対し第一次現地調査結果を報告する。

② ペルーの平時及び災害時の救急医療体制整備における課題の抽出

調査結果をもとに以下の要領で平時及び災害時の救急医療体制整備における課題を抽出する。

ア 平時及び災害時の救急医療体制の現状分析

イ 目指すべき平時及び災害時の救急医療体制の検討

ウ イの体制が機能するために必要な要素(法整備、医療施設・設備等)、個々の医療機関等に求められる役割の想定

エ イの体制を整備するにあたっての課題の抽出

オ 本邦が強みを持つ救急医療体制、医療施設・設備に係る技術(免震技術を含む)及び関連する国内リソースの導入可能性の検討

カ 課題解決の緊急性及び本邦の強みを踏まえ、JICA が解決すべき課題の選定

キ 課題解決へ向けた協カスキーム(円借款、技術協力等)の検討

なお、免震構造を備えた救急病院建設の必要性・緊急性については既存病院の改修によって得られる効果との違いも考慮しつつ、必ず分析すること。

③ ドラフトファイナルレポートの作成

第一次国内作業、第一次現地調査の結果及び第二次国内作業における課題の検討結果をもとに、ドラフトファイナルレポートを作成する。

④ 第二次現地調査計画の作成

これまでの調査結果及びドラフトファイナルレポートをもとに、第二次現地調査計画を作成する。

⑤ ドラフトファイナルレポート及び第二次現地調査計画の JICA への説明

JICA に対して、ドラフトファイナルレポート及び第二次現地調査計画案を説明し、協議を行う。

(4) 第二次現地調査

① 現地ワークショップ開催

現地にてワークショップを開催し、ペルーにおける平時及び災害時の救急医療体制整備の重要性を周知する。

② 現地関係機関へのドラフトファイナルレポートの報告及び意見収集

(5) 第三次国内作業

① JICA への第二次現地調査結果報告

第二次現地調査結果の概要を取り纏めた簡易資料を用いつつ、JICA に対し第二次現地調査結果を報告する。

② ファイナルレポートの作成

第二次現地調査及びJICAとの協議をもとにドラフトファイナルレポートを修正し、ファイナルレポートを作成する。

6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。うち、(3)を成果品とする。

(1) インセプションレポート

記載事項：上記5.(2)のとおり

提出時期：2015年6月中旬

提出部数：和文5部、西文10部

(2) ドラフトファイナルレポート

記載事項：第一次国内作業及び第一次現地調査結果並びに第二次国内作業における課題の検討結果

提出時期：2015年9月下旬

提出部数：和文5部、西文10部

(3) ファイナルレポート

記載事項：全調査結果

提出時期：2015年11月上旬

提出部数：和文5部、西文10部、CD-R各5部（和文及び西文）

(4) 収集資料

収集した資料、データ及びそのリスト

(5) 調査者リスト及び調査議事録

現地調査で調査を実施した機関・担当者のリスト、調査議事録を作成し、JICAに提出する。

(6) 図面等の編集可能データ

成果品において図面等を使用する場合は、編集可能データを各成果品提出する時点で、合わせてJICAに提出する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本業務の工程は、以下のとおりである。なお、より効率的な作業工程の提案があれば、具体的な理由とともにプロポーザルに記載すること。

	2015年度												
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月						
国内作業	■				■			■					
現地作業			■					■					
報告書提出時期													
インセプションレポート		■											
ドラフトファイナルレポート									■				
ファイナルレポート											■		

2. 業務量の目処と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目処

合計 約 8.76M/M（現地業務：約 3.51M/M、国内作業：約 5.25M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成分野は以下を想定している。なお、業務内容・業務工程を考慮の上、担当分野の変更・追加または分離が必要と考えられる場合は、上記（1）の業務量を超えない範囲において明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、記載の格付は目安であり、以下の格付を超えた格付の提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(1) 総括／救急医療体制（3号）

(2) 医療施設・設備（4号）

(3) 災害分析

3. 公開/配布/貸与資料

(1) 公開資料

なし

(2) 配布資料

「ペルー共和国防災セクター政策・制度調査」報告書

(3) 貸与資料

なし

4. 現地再委託

特に想定していない。

5. 翻訳・通訳及び業務補助員等の備上

業務を効率的に行うため、国内作業における翻訳及び現地作業での翻訳・通訳（日本語または英語⇄スペイン語）及び業務補助員の備上を可とする。

6. 便宜供与依頼

本調査の実施は MINSA と合意済みである。現地調査におけるアポイントメント取得等必要な便宜供与については、MINSA 等現地機関に依頼すること。

7. その他特記すべき事項

（1）報告書作成時における協議

インセプションレポート、ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポート作成に当たっては JICA と十分な協議を行うこと。

（2）安全管理

現地業務における安全確認に留意し、JICA の指示に従って行動すること。現地業務出発時には、JICA に最新の治安状況及び注意事項について確認を行うこと。

（3）複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以 上

